

仕様書

1. 件名 高度被ばく医療線量評価棟 排水処理設備及びスクラバーの清掃
2. 目的 高度被ばく医療線量評価棟は原子力災害医療の実効性を確実に担保するため、医療従事者及び線量評価実施者に対する高度専門的な教育研修等を行うための建屋であるとともに、核燃料物質及び非密封放射性同位元素を使用する施設であることから当該施設を適切に維持・管理し、安全円滑に運転することが必要である。本件は、排水設備の健全性・機能維持を目的として洗浄、清掃を行うものである。
3. 納期 令和 8年 2月27日(金)
(履行期限) 契約後、速やかに作業実施時期等について機構職員と協議すること。
4. 履行場所 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
(作業場所) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下、「量研」という。)
高度被ばく医療線量評価棟 1・3・4階(放射線管理区域)
5. 業務内容
5-1. 対象設備
以下の設備を作業対象とする。(表1、図1、図2、図3)

表1 対象設備一覧

No.	呼称	設備名	設置場所
1	スクラバー1	スクラバー(VSN-100E)	4階 AC機械室
2	スクラバー2	スクラバー(VSN-100E)	4階 AC機械室
3	スクラバー3	スクラバー(DFU91-AL15-AA0T)	3階 低レベル測定室1(奥)
4	スクラバー4	スクラバー(DFC15-VA15-RA30)	3階 試料調製室1
5	スクラバー5	スクラバー(DFC15-VA15-RA30)	3階 試料調製室2
6	スクラバー6	スクラバー(DFC15-VA15-RA30)	3階 試料調製室2
7	中和槽(原水槽)	中和処理装置(原水槽容積0.5m ³)	1階 排水処理エリア
8	集合槽	ステンレス製パネルタンク(1m ³)	1階 排水処理エリア
9	貯留槽1	ステンレス製パネルタンク(6m ³)	1階 排水処理エリア
10	希釈槽	ステンレス製パネルタンク(6m ³)	1階 排水処理エリア

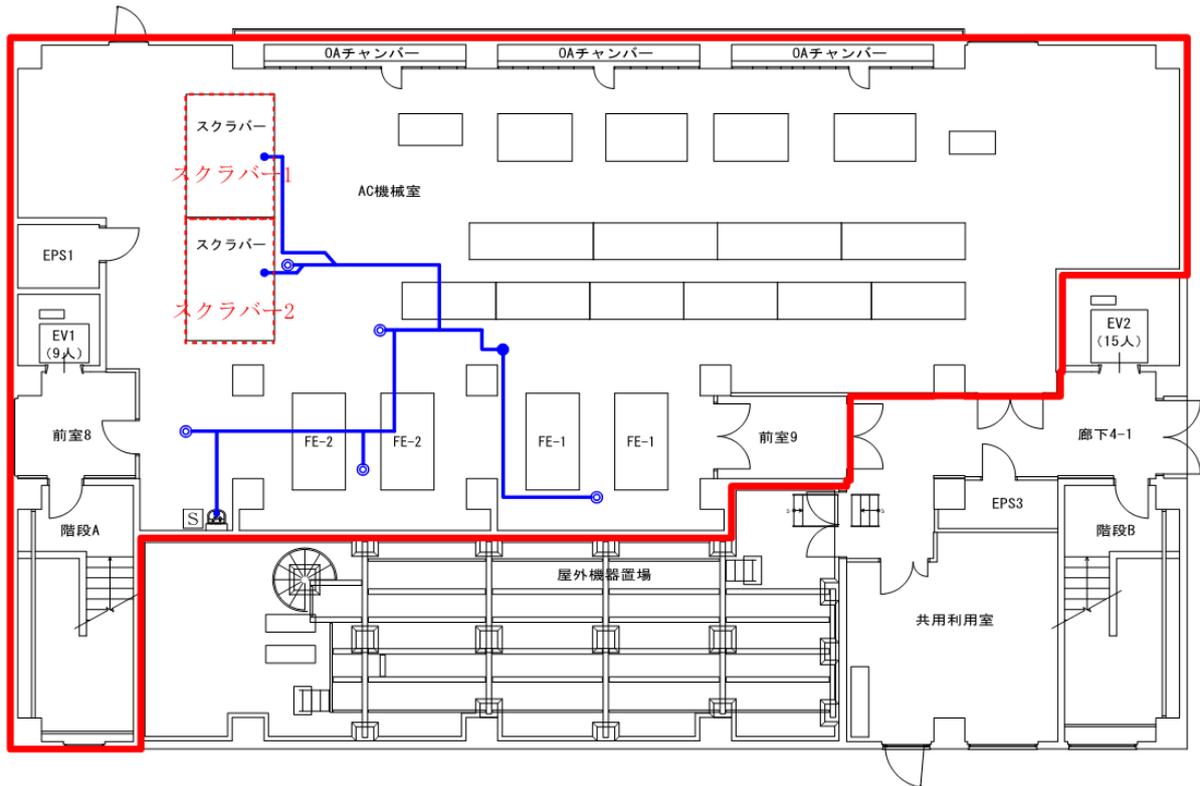


図1 スクラバー1、2 配置

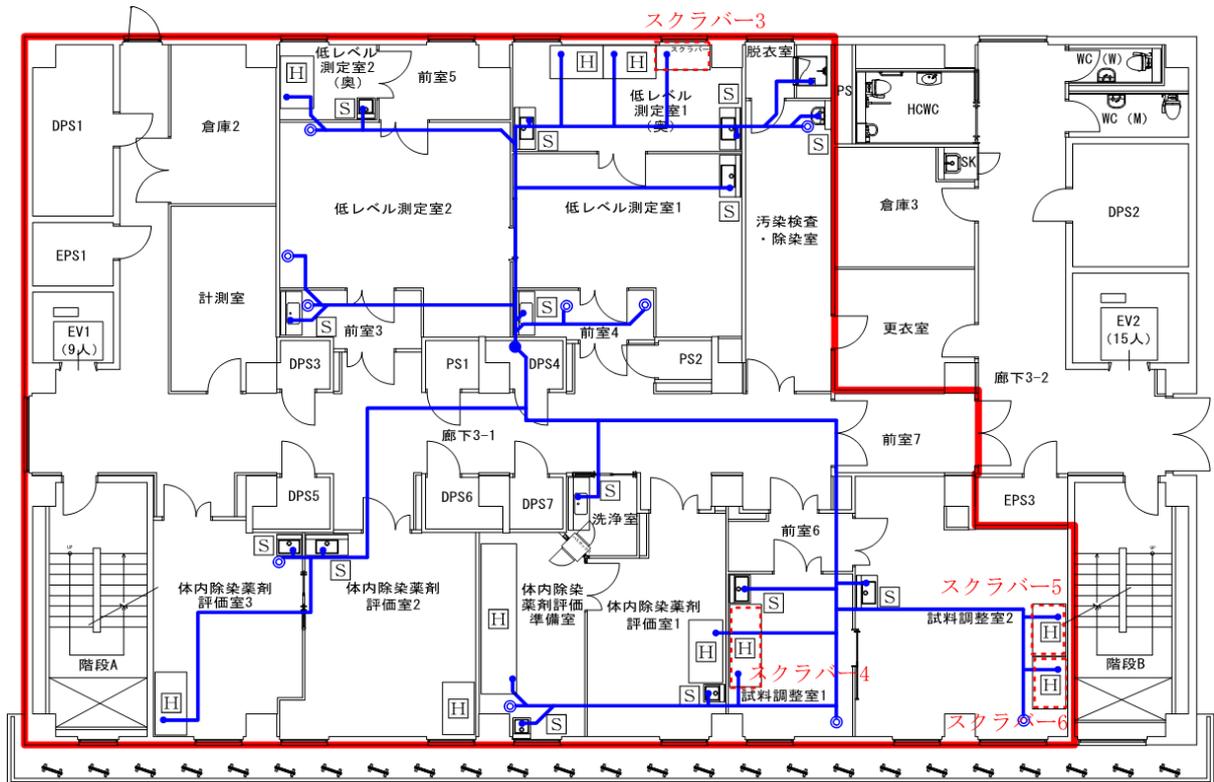


図2 スクラバー3、4、5、6 配置

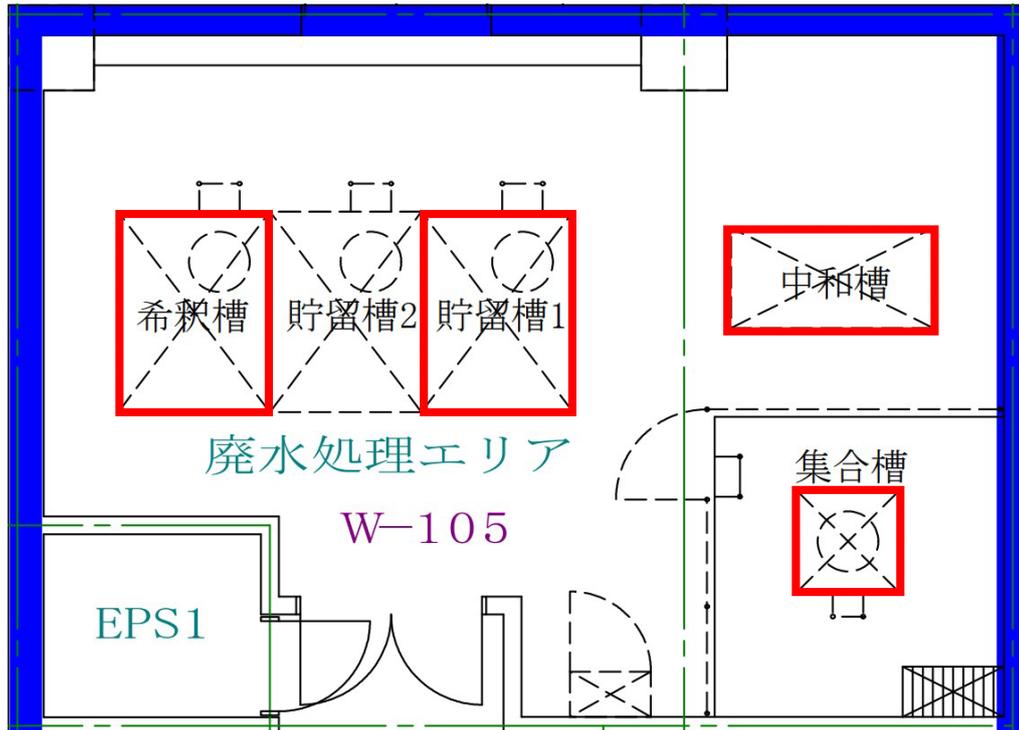


図3 排水処理設備の各槽の配置

5-2. 洗浄作業

(1) 貯留槽1・希釈槽・中和槽・集合槽内部の洗浄作業

- 1) 槽内を高圧洗浄機またはブラッシングにより洗浄・清掃し、付着物が固着している場合は、必要に応じて中性洗剤等を用いて洗浄すること。
- 2) 槽内に沈殿物等が認められる場合は回収し、機構側に引き渡すこと。
- 3) 清掃後、目視による槽内部の壁面・ポンプ・電極等に問題があれば機構職員に報告すること。

(2) スクラバー内部の洗浄作業

- 1) スクラバーの充填剤を取出し、槽内を高圧洗浄機またはブラッシングにより洗浄・清掃すること。
- 2) スクラバーの槽内の充填剤は、1階排水エリアに専用の洗浄槽を準備し、その中で高圧洗浄機を用いて洗浄を行った後、洗浄作業を終えたスクラバーの槽内に戻すものとする。
なお、洗浄に使用した洗浄液は集合槽又は貯留槽に移送すること。
- 3) 洗浄作業終了後の給水作業においては、止水等の確認を行った上で機構担当職員(代理者含む)の最終確認を受けること。

(3) 作業手順等

本施設は運用中であることから詳細な作業手順については、機構職員と協議し、承認の上、実施すること。また、工程ごとに施設の運用上問題はないか確認した上で実施すること。

5-3.放射線管理

- (1) 放射線管理区域内で実作業にあたる者は、放射線業務従事者とすること。また、作業者の個人被ばく管理を行うとともに、個人被ばくの結果についても報告すること。

(2) 当該施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉等規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 52 条及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の許可施設であることから、作業にあたっては作業者の被ばく管理、作業場所の汚染拡大防止対策及び汚染検査を適時実施すること。

6. 必要な能力・資格

・請負業者は、過去 10 年間に於いて「核原料物質、核燃料物質及び原子炉等規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 52 条の許可施設」での作業実績を有すること。

7. 提出図書 下記の書類を提出すること。

図書名	提出時期	部数	確認
作業工程表	契約後できるだけ速やかに	1 部	要
作業計画書	作業開始 1 週間前までに	1 部	要
作業報告書（写真含む）	納入時	1 部	要
その他量研が求める書類 （放射線業務従事者指定申請書など）	都度	応談	応談

（提出場所）

量研 原子力防災推進部 線量評価棟管理課

8. 検査条件

・5 項に示す作業完了後、7 項に定める提出図書の確認並びに仕様書に定めるところに従って業務が実施されたと量研が認めたときをもって検査合格とする。

9. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

水、作業用電気、スミアろ紙

(2) 貸与品

汚染検査等に使用する放射能測定器類、高圧洗浄機、廃棄物回収用の容器（ポリ容器等）等
なお、貸与した機器等について損傷した場合は請負者負担で修理するものとする。

10. 適用法規・規程等

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉等の規制に関する法律
- (2) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (3) 労働安全衛生法電離放射線防止規則
- (4) 量研千葉地区放射線障害予防規程

11. その他

- (1) 受注者は、量研が量子科学技術の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識するとともに、量研の規程等を順守し、安全性に配慮しつつ業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）及び量子科学技術研究開発機構千葉地区が定める規定を順守し、本業務にあたること。
- (3) 放射線業務従事者の登録に必要な自社教育の実施、当機構での教育の受講及び、個人被ばく管理（電離健康診断の受診含む）等に関する経費は受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、本件業務を実施することにより取得したデータ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を量研の施設外において、発表若しくは公開することはできない。ただし、あらかじめ書面により量研の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (5) 受注者は、異常事態等が発生した場合、量研の指示に従い行動するものとする。

12. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下、「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業場での指揮命令及び作業終了後の現場確認(1日ごと)
- (2) 本契約業務履行に関する量研との連絡及び調整
- (3) 従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

14. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

部課（室）名：原子力防災推進部 線量評価棟管理課
氏 名：岩谷 航平

以上